

令和6年3月18日（月）

15：30～

社会保険適用拡大懇談会

資 料

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

TAXI TODAY

in Japan 2023



タクシーが つなぐ人の輪 地域の輪



一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシー業界

における

事業の適正化・活性化

について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき指定される特定地域及び準特定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、事業の健全な経営並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難である又は困難となるおそれがある地域です。

タクシー業界では、これらの地域において、地域の関係者が組織する協議会において作成される特定地域計画又は準特定地域計画に基づき、供給過剰の是正を中心とする適正化及び事業の活性化に取り組んでいます。

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、タクシー運転者登録制度が実施されています。

現在、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。

道路運送法に基づく適正化事業の制度がタクシー業界に導入され、地方運輸局が指定する民間団体等が、事業者への法令遵守に関する指導等を実施することとなりました。

現在、一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会が、旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定を受けています。

CONTENTS

■ タクシー業界における事業の適正化・活性化について	1	■ 働き方改革の実現に向けて	17
■ 通常総会決議	2	■ 交通安全対策	19
■ 事業者数と車両数	3	■ ケア輸送サービス	22
■ タクシーの運賃・料金	5	■ 広報活動(情報検索サイト 全国タクシーガイド)	23
■ 経営の現状	7	■ 社会貢献	25
■ 年間納税額	9	■ インバウンド対応	27
■ 環境に優しいタクシー	10	■ 防犯対策	28
■ お客様のニーズに応える地域公共交通機関	11	■ ウィズコロナに向けて	29
■ 安全・安心輸送を支える人々	15	■ 都道府県協会一覧	30

第157・158回理事会・第115回通常総会

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会



会長 川鍋 一郎

国民の安全を脅かすとともに地方創生の担い手である 地域公共交通の存続を危うくする「ライドシェア」と称する 白タク行為を断固阻止する決議

「シェアリングエコノミーの推進」という名目の下、インターネットを利用した白タク行為を合法化すべく道路運送法の改正、ライドシェア新法の成立等を目指す新経済連盟等の動きは依然として消えていない。

新経済連盟等の提案は、ライドシェアの事業主体が運行に関する責任を負わない点が最大の問題。

本提案は、国家の様々な法令を遵守し、安全確保のため多大なコストをかけて国民に安全かつ安心な輸送サービスを提供している地域公共交通機関たるタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、与野党共同提案の議員立法により圧倒的多数の賛成の下成立した改正タクシー特措法の意義を著しく損なうもの。

加えて、ライドシェアは、運転者を独立した個人事業主と位置づけ、労働関係法令の規制を脱法的に逃れようとするもの。さらには、自家用車の稼働により交通渋滞の原因になるとともに、喫緊の課題である地球温暖化対策にも逆行するもの。

我々タクシー事業者は、コロナ禍と燃料価格高騰の中、存亡の危機にありながらも、社会の安定の維持の観点より、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、感染症対策に万全を期し、運転者と一体となって日夜必死に頑張っているところであるが、

今後とも国民に対する安全・安心な輸送サービスを確保すべく、業界一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして何よりも全国の地方自治体と緊密に連携し、ライドシェア解禁を全力で阻止する。

さらに、少子・高齢化社会が急速に進行する中、地方創生を担う社会インフラであることを改めて自覚するとともに、利用者ニーズの多様化、IT化の進展、観光先進国の実現等に対応すべく、『タクシー事業の進化策20項目』『訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン』『タクシー事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン』を踏まえつつ、アフターコロナ時代を見据え、タクシー事業の更なる進化を図る。

右 決議する。

令和4年6月27日

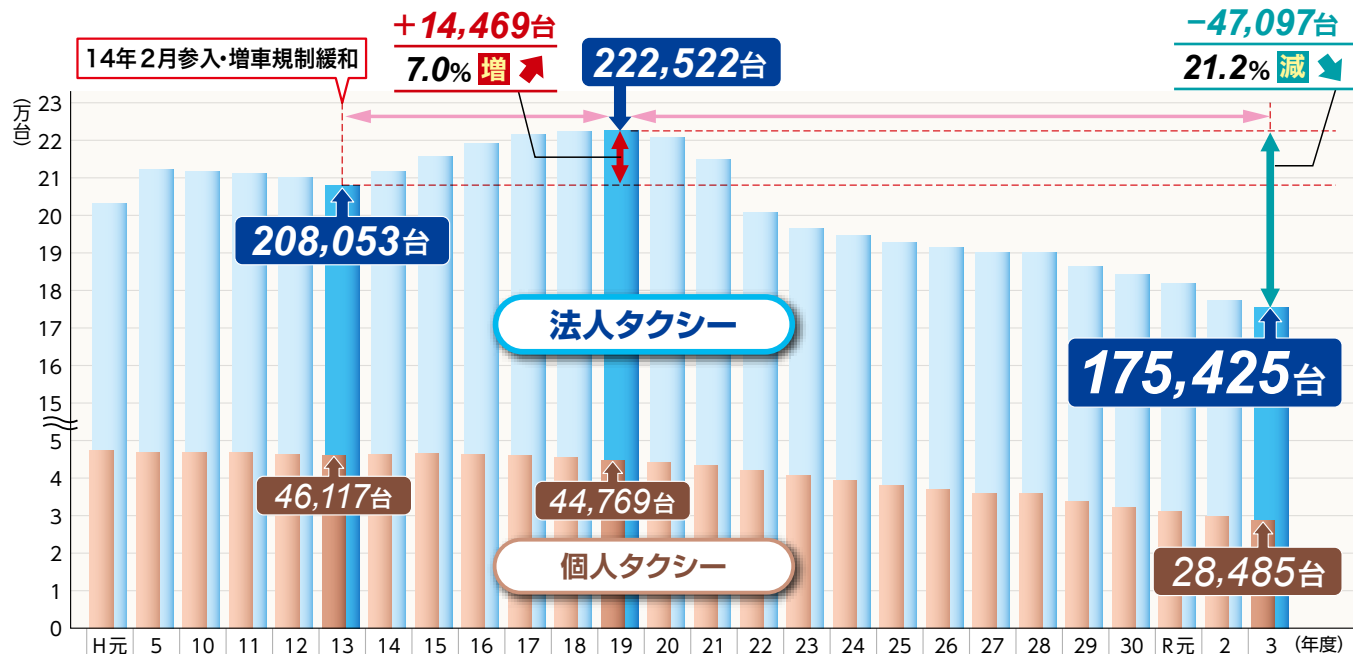
第115回 全国ハイヤー・タクシー連合会通常総会



事業者数と車両数

規制緩和以降、タクシー事業は、長引く需要減少と相まって多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーは、サービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に取り組んできました。



タクシー総車両数

203,910台

法人タクシー
 事業者数 **5,676社**
 車両数 **175,425台**

個人タクシー
 車両数 **28,485台**

(令和4年3月末現在 国土交通省調べ)

北海道
 334
 9,493
 1,597

青森
 100
 2,390
 91

岩手
 134
 2,020
 79

秋田
 73
 1,082
 48

宮城
 166
 3,562
 541

山形
 80
 1,185
 72

福島
 143
 2,127
 55

島根	92	1,007	0	鳥取	27	601	0
山口	106	2,204	58	広島	217	5,140	935
岡山	136	2,913	166	福岡	251	8,727	1,783
長崎	125	2,324	393	佐賀	41	1,006	42
大分	76	1,951	119	熊本	145	2,892	303
宮崎	40	1,844	43	鹿児島	122	3,046	210
愛媛	147	1,871	200	高知	109	1,040	130
香川	75	1,406	91	徳島	91	928	41
沖縄	131	3,466	1,154				

石川	67	1,702	213	富山	47	769	77	新潟	112	2,484	319	栃木	93	1,669	49	茨城	211	2,561	0					
京都	72	5,866	1,865	福井	47	842	79	長野	105	2,321	81	群馬	59	1,449	1	埼玉	186	5,668	171					
兵庫	190	6,463	954	奈良	56	1,006	8	滋賀	29	1,089	37	岐阜	49	1,735	73	山梨	72	823	0					
大阪	219	14,642	2,476	和歌山	58	1,321	49	三重	46	1,135	2	愛知	129	7,508	512	静岡	112	4,481	178					
																				東京	397	30,479	10,526	
																					神奈川	178	9,600	2,115
																					千葉	181	5,587	549

凡例

東京
 397法人タクシー事業者数
 30,479法人タクシー車両数
 10,526個人タクシー車両数

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー(ハイヤー、福祉限定車両を除く)のみ。
 ②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
 ③タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。



タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃*の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

タクシー業界では、令和元年10月から導入を開始した事前確定運賃のほか、相乗り等お客様にとって利用しやすい運賃制度の導入を検討しています。

*上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた101の運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の7割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

運賃ブロック
101 ブロック
(令和5年1月1日現在)

九州運輸局
12 ブロック

中国運輸局
7 ブロック

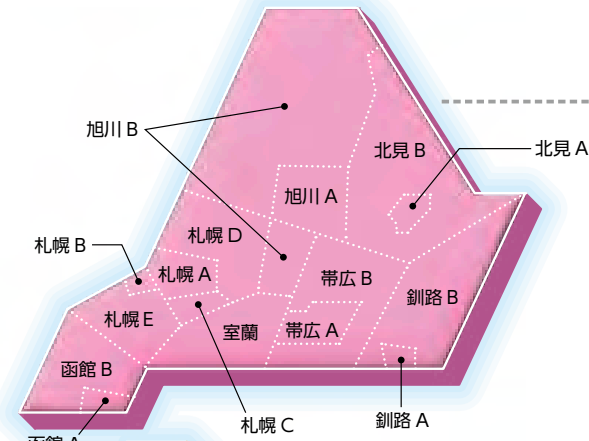
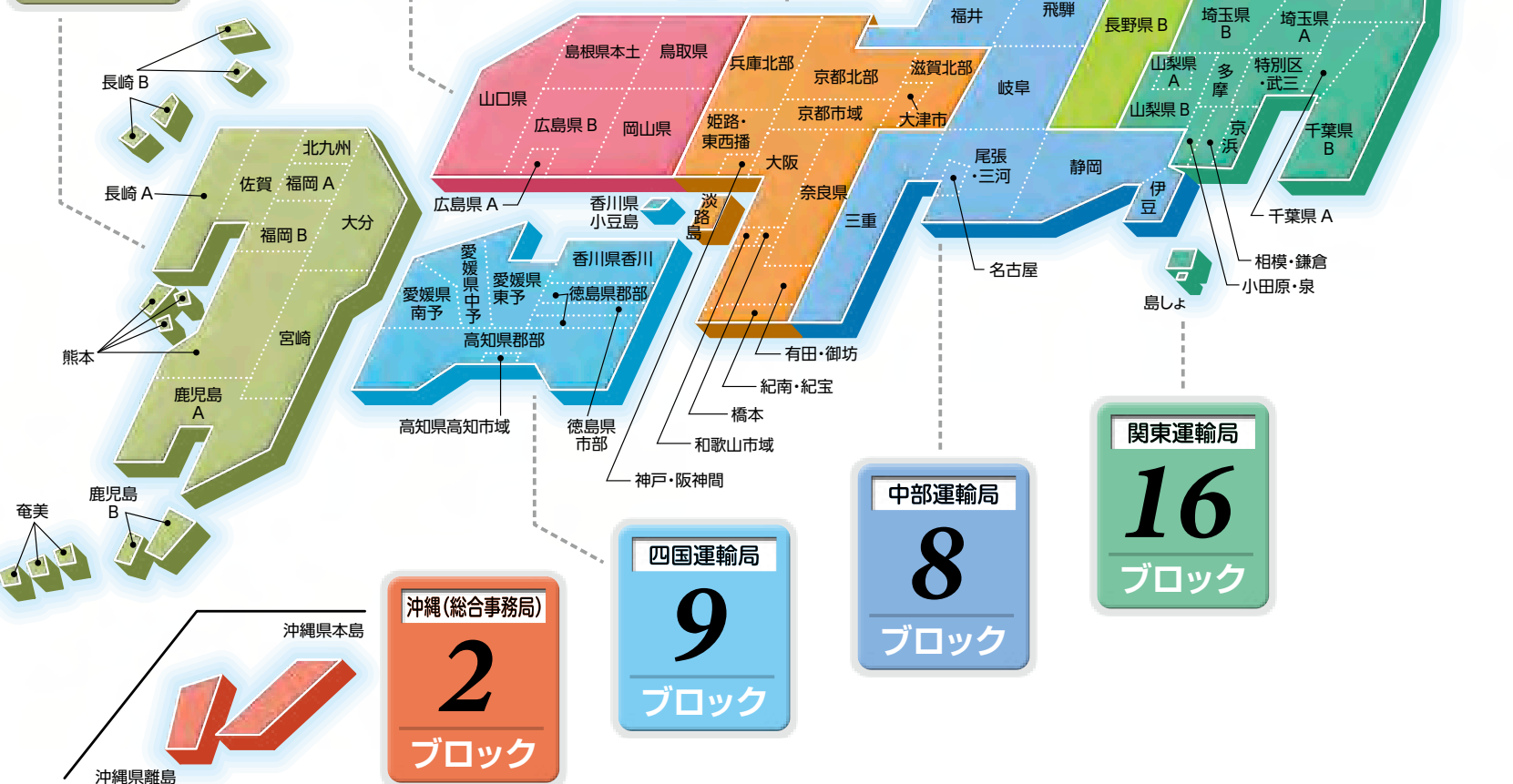
近畿運輸局
14 ブロック

北陸信越運輸局
7 ブロック

東北運輸局
10 ブロック

北海道運輸局
16 ブロック

運賃の基本は、計量法が適用されるメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件や地域により異なる運賃・料金もあります。



料金

迎車回送料金
お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

待ち料金
お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

サービス指定予約料金
1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

時間指定配車料金
お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用

車両指定配車料金
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

運賃

距離制運賃（時間距離併用）
初乗り運賃+初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃
例 東京都特別区・武三地区 (令和5年4月現在)
普通車の上限運賃 初乗 1.096km 500円
加算 255m 100円
(※ 時間距離併用 1分35秒 100円)
※10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

時間制運賃
事前特約による実拘束時間に応じた運賃
例 東京都特別区・武三地区 (令和5年4月現在)
普通車の上限運賃 初乗 1時間 5,360円
加算 30分 2,450円

定額運賃
・施設及びエリアに係る定額運賃
・イベント定額運賃
・観光ルート別運賃
・一括定額運賃（定期券、回数券）

事前確定運賃
配車アプリ等で入力された乗降地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃

割引運賃

公共的割引 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等

遠距離割引 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え1割引

営業的割引 クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃
深夜早朝、冬期、寝台など



経営の現状

自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、長年にわたりタクシー業界の需要は減少傾向にありました。

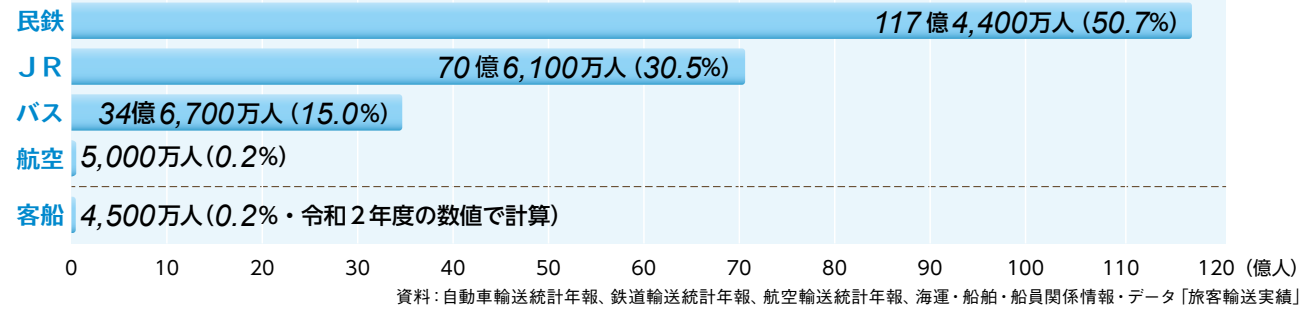
新型コロナウイルス禍以降は、人の移動の激減によって輸送人員及び営業収入が大幅に減少し、現在においてもコロナ禍前の水準には程遠い状況が続いています。

また、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく供給過剰状態の是正の取組によって改善傾向にあった日車営業収入及び実車率についても、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しました。

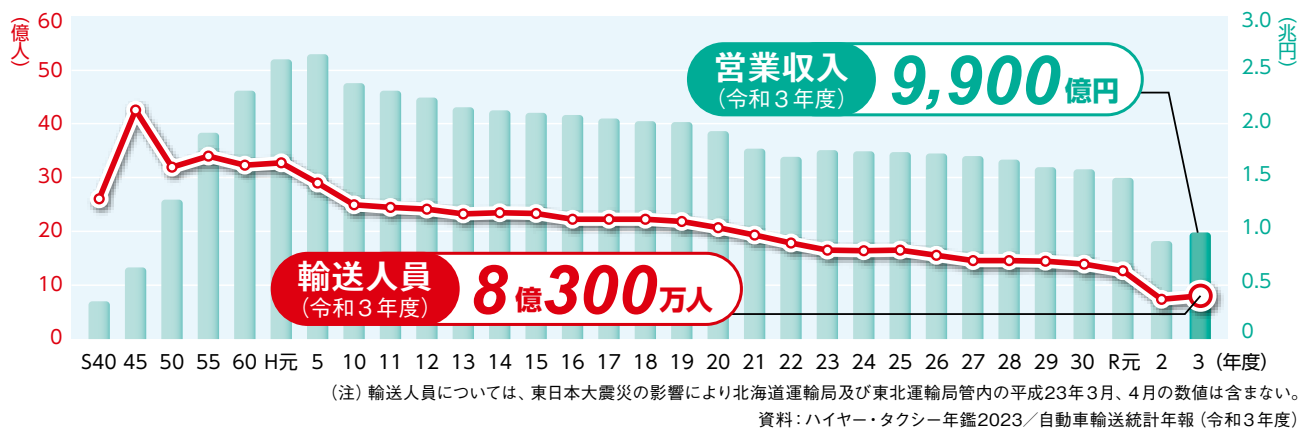
交通機関別輸送人員

タクシー **8億300万人 (3.5%)**

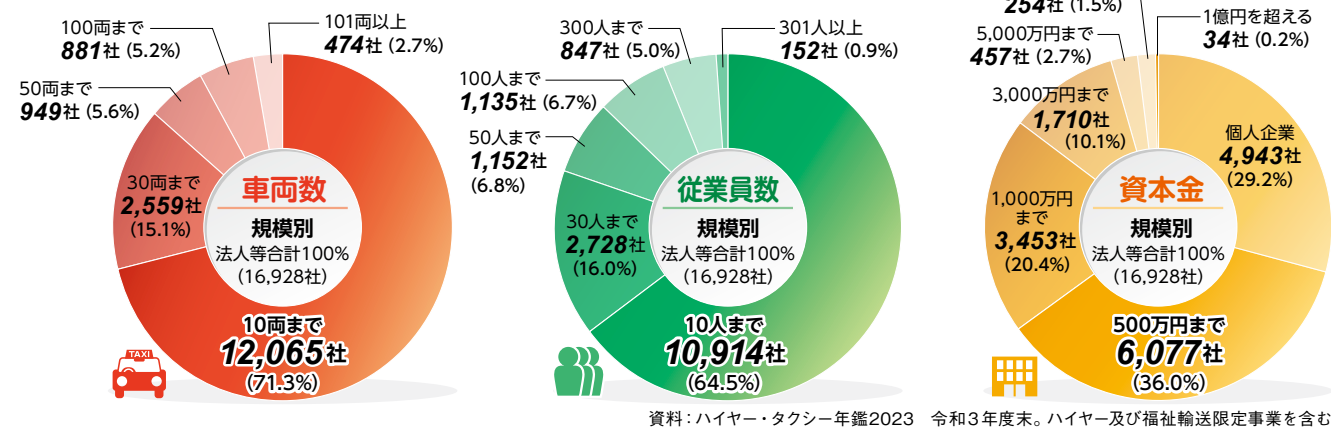
合計 **231億7,000万人**
(令和3年度(客船のみ令和2年度))



タクシー輸送人員と営業収入

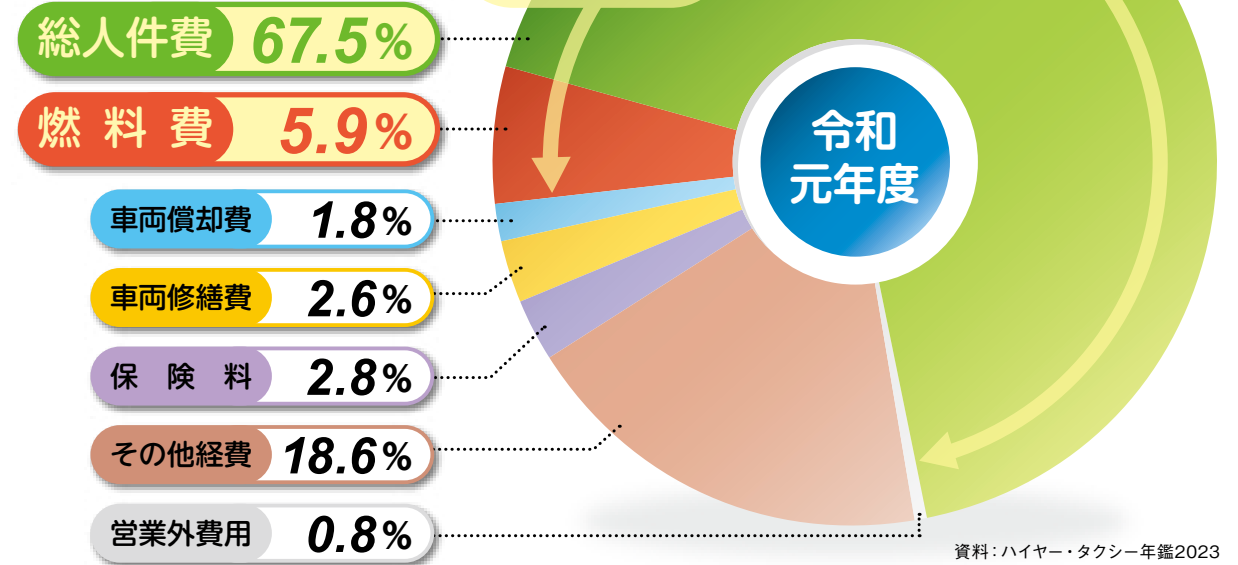


事業規模 法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

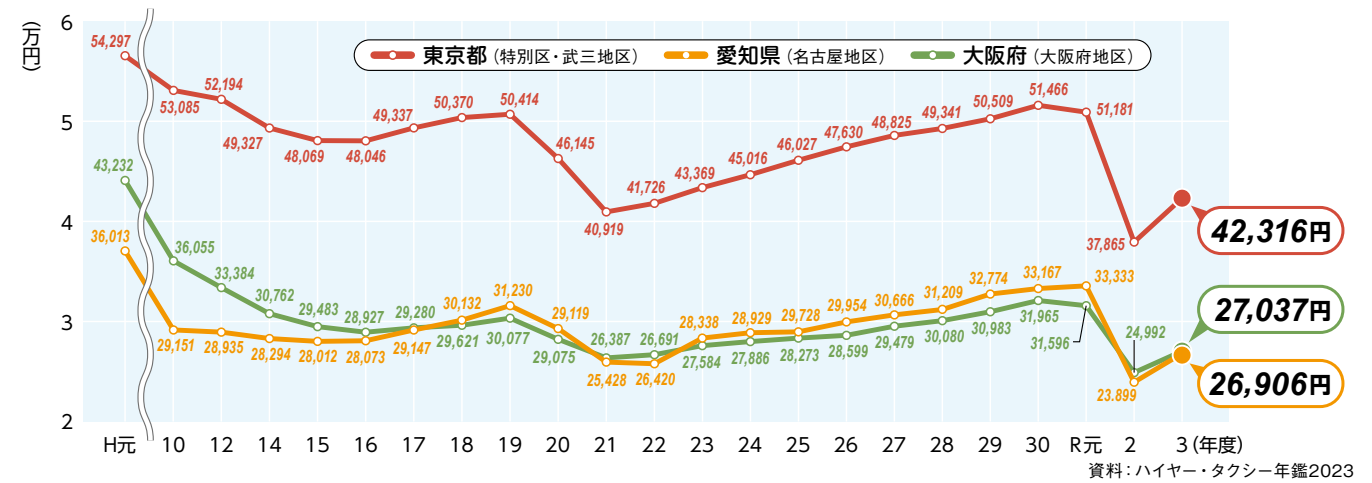


原価構成

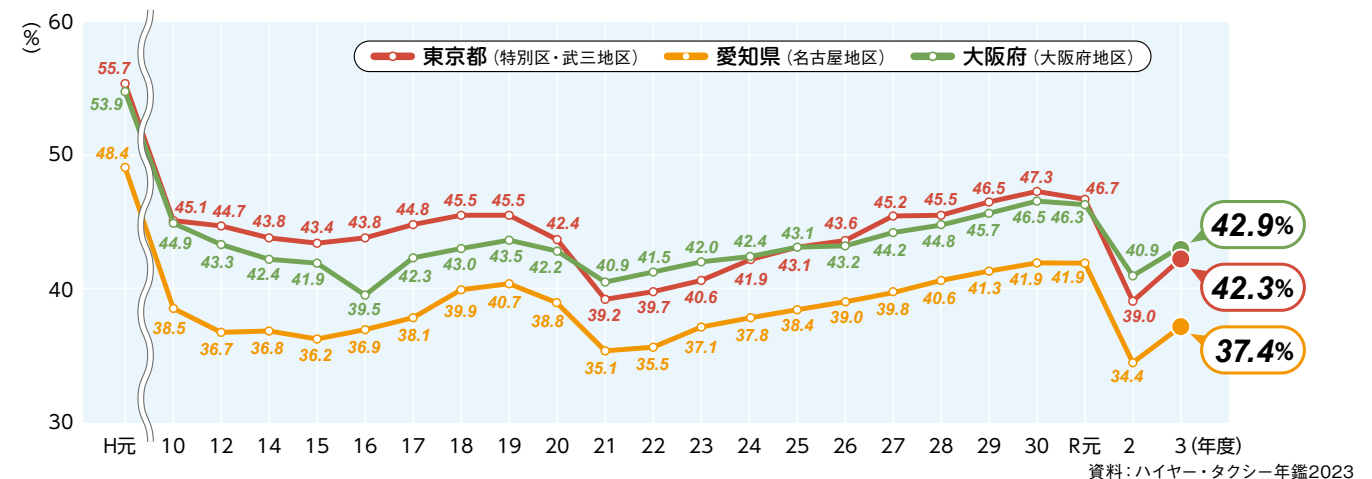
タクシー事業は典型的な労働集約産業です。乗務員等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約7割を占めています。



各地の日車営業収入の推移 (法人)



各地の実車率の推移 (法人)





年間納税額

タクシー1台当たりの年間納税額

●タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

普通車 528,123円

令和4年4月1日現在 東タ協資料から抜粋
(注)①車両価格のベースはトヨタ ジャパンタクシー
②消費税各欄に用いる原価構成比は令和2年度の
数値を使用(関東運輸局調べ)
③消費税率は10%で計算

項目	税額	算出の基礎
石油ガス税	44,247円	税 額=1ℓ 9円80銭 年間走行=75,852km (1日210.7km) 保持キロ=1ℓ 16.8km
石油石炭税	4,703円	税 額=1t 1,860円 年間使用量=4,515ℓ
消費税	普通車 71,280円	車両価格3,564,000円の10/100 =356,400円÷5年
	燃料油脂費 47,158円	令和2年度 実働1日1車当たり運送収入38,011円の3.4/100 =1,292円×365日×10/100
	車両修繕費 22,192円	令和2年度 実働1日1車当たり運送収入38,011円の1.6/100 =608円×365日×10/100
	営業外費 12,483円	令和2年度 実働1日1車当たり運送収入38,011円の0.9/100 =342円×365日×10/100
	その他経費 295,504円	令和2年度 実働1日1車当たり運送収入38,011円の21.3/100 =8,096円×365日×10/100
自動車重量税	7,800円	0.5t 当たり2,600円
+		
自動車税 環境性能割	普通車 14,256円	車両価格3,564,000円の2/100=71,280円÷5年 自動車取得税廃止に伴い令和元年10月1日より課税
自動車税 (種別割)	8,500円	(営業用) 1ℓ超~1.5ℓ以下 昭和59年4月1日より課税

国税

地方税

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の削減に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の 低炭素社会実行計画

(自主的行動計画) 全タク連 平成27年5月25日

目標 2030年度目標値

2010年度比**25%のCO₂を削減**する。

具体的な計画

タクシー車両の環境対応車への切り替え

●2030年度までに
タクシー車両の
40%をHV車及び
EV車等の環境対応
車への代替を進
める。



LPGハイブリッドタクシー



プラグインハイブリッドタクシー

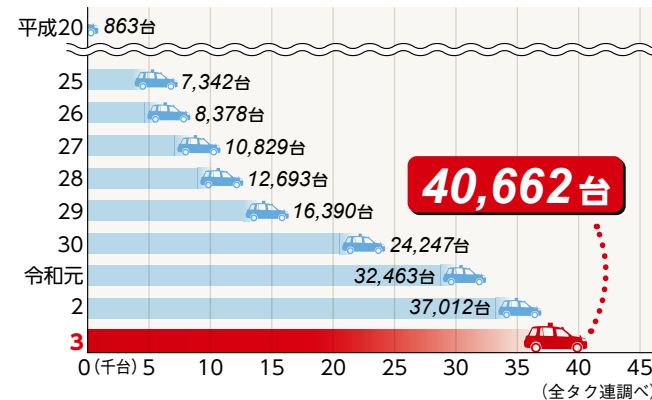


燃料電池車 (FCV) タクシー

全国で低燃費車両の導入が進んでいます

タクシーは従来から環境に優しいLPガスを燃料として使用
しておりますが、近年、ハイブリッド車等の環境対応車の導入
が進んでいます。

●ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、 電気自動車、燃料電池車タクシーの合計台数 (法人・年度末)



GXの取り組みについて

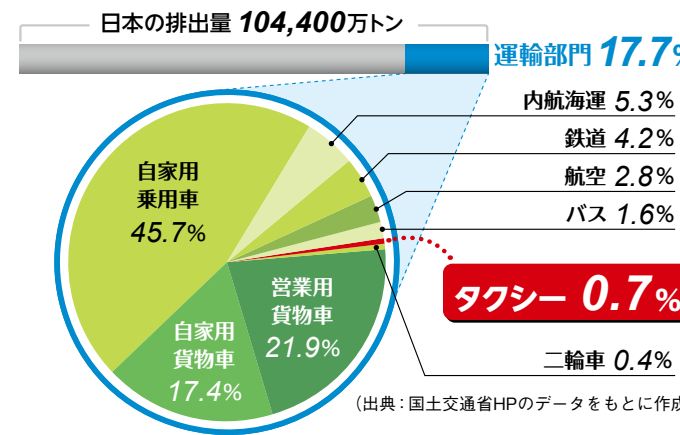
政府は、令和2年12月「2050年カーボンニュートラルに伴う
グリーン成長戦略」を策定し、「遅くとも2030年代半ばまでに、
乗用車新車販売で電動車100%を実現」が打ち出されました。
さらに令和5年2月10日「GXに向けた基本方針」が策定され、
「事業用のトラック・バス・タクシー等への次世代自動車(燃料
電池自動車 (FCV)、電気自動車 (BEV) 等)の普及促進」が
掲げられたところ。

タクシー業界は、政府方針を踏まえ、カーボンニュートラル
実現に向け、次世代自動車の導入等のGXの取り組みを積極的
に推進します。



電気自動車 (BEV) タクシー

●運輸部門の運輸機関別 二酸化炭素排出量 (令和2年度)



グリーン経営 (環境負荷の少ない事業運営) を推進しています

グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定の
レベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。
令和4年12月末現在で336事業所が認証を取得しています。





お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型や一般のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいます。主に、バスが運行できない過疎地域等において運行していますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型もあります。

これらの乗合タクシーは、全国で4,880コース、14,956台(令和4年3月末現在)が運行しています。



計 4,880コース 14,956台

過疎型

3,959コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

328コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

334コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

94コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

40コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出かけ支援に対応

団地型

36コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 **89コース**

地域交通サポート計画について

各地域のタクシー協会は、従来から、自治体を直接訪問して乗合タクシーの導入等についての提案を行う等の取組を行っています。

平成30年度からは、この取組を更に強化し、地方運輸局・運輸支局と協働して自治体訪問活動等を行い、意見交換等を通じて把握した地域交通の課題・ニーズ等の解決に向けて、タクシー事業者として貢献できる取組をまとめた「地域交通サポート計画」を策定・推進しています。



乗合タクシー導入事例①

市内全域で運行するデマンド交通『ひめさゆり』

新潟県三条市

- バス路線を廃止・縮小し、代わりにデマンド交通の停留所を市内約600か所に設置(半径300mに1か所)。県央工業高校
- 高齢者の外出機会を増大し、自宅や目的地と停留所の間を歩くことにより、健康増進にもつなげる。
- 運行サービスの向上と持続性を確保するため、乗車人数によって自治体から支払われる補助金額が上がり、利用者の運賃が安価となる基準を導入した。



運行状況

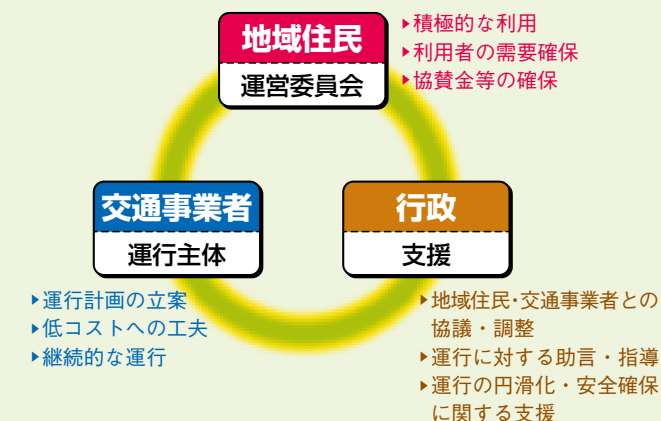
- 利用者 事前予約制(利用の1時間前まで)
- 運賃 1人乗車の場合は500円~3,000円
乗り合い乗車の場合は1人当たり400円又は800円
- 運行車両 一般タクシー、ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日は約240便運行、8:00~18:00
- 一運行当たりの走行距離と乗車人数に応じた事業者収入金額を定め、運行実績に基づき自治体から運行費用を支払う。
- 相乗りを促進するため高齢者向けに「おでかけバス」を発売(年間1,000円)。2名以上の利用で割引となるほか、協賛店での特典もあり。
- 利用者の評価は高く、乗車人数は平日1日当たり約300名。

乗合タクシー導入事例②

地域で支える公共交通『おでかけ交通』

福岡県北九州市

- 公共交通空白地域において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通を確保するため、一定の採算性の確保を前提に、地域住民・タクシー事業者・市がそれぞれの役割分担のもとで連携して、ジャンボタクシー等を運行している。
- 北九州市は、運輸局、既存の交通事業者など、関係機関との調整や車両調達等の費用及び運行に要する費用の一部に対する助成などの支援を行っている。



運行状況

■運行地区 枝光 大蔵 合馬・道原 木屋瀬・楠橋・星ヶ丘 田代・河内 恒見・喜多久 平尾台

〈恒見・喜多久地区の例〉

- 運賃 大人250円、高校生200円、小中学生100円
- 運行車両 ジャンボタクシー
- 運行便数・時間 平日: 恒見周回16便(うち、恒見~喜多久4便)、6時~17時台
土曜日: 恒見周回14便、7時~16時台
日曜日・祝日運休
- 乗車人数は1日あたり約25名。





お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。

また、令和元年10月からは、配車アプリを活用した事前確定運賃のサービス提供を開始しました。

このほか相乗り等の新たなサービスの検討を行っています。



観光タクシー

各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。

また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。



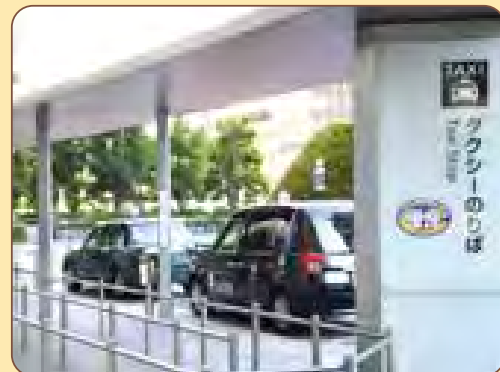
定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



優良タクシー乗り場(東京駅八重洲口前)

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要の研修を受けた乗務員がかけつけの病院までお送りします。

出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



育児支援タクシー

必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。



便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要なときに必要なサービスを提供します。



タクシーデリバリー

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う食料・飲料の運送に係るニーズの増加を踏まえ、貨物自動車運送事業法に基づき、運送する品目を食料・飲料に限定した上でレストラン等のメニューをタクシーがお届けします。



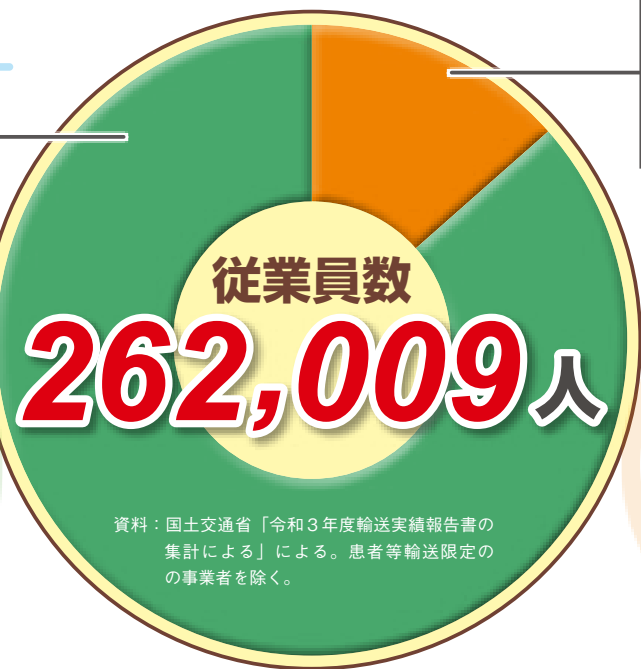


安全・安心輸送を支える人々

タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

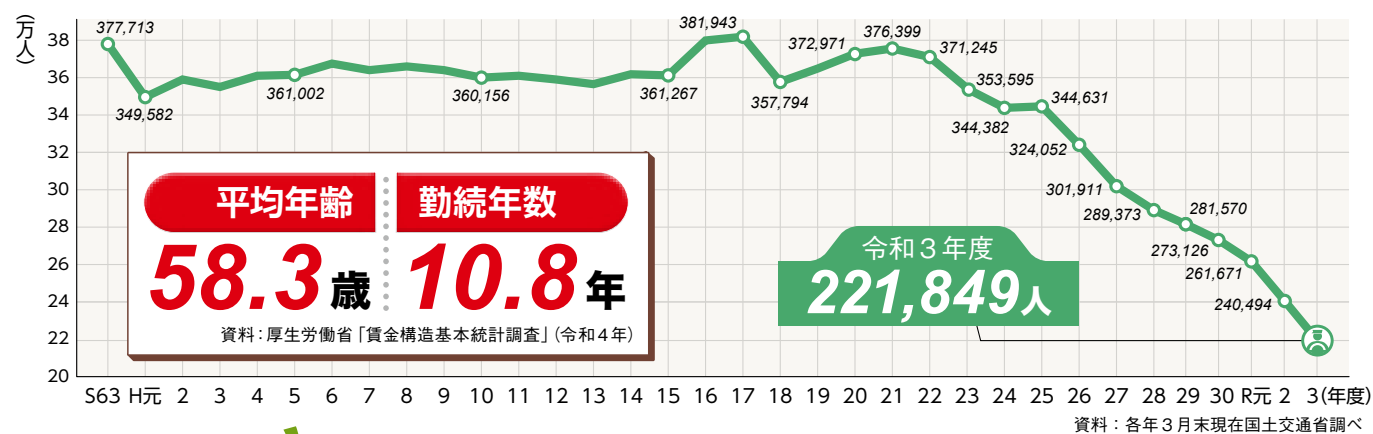
従業員構成

運転者
221,849人



運転者数の推移 (法人)

(タクシー運転者は二種免許が必要です。)



新卒者の採用拡大

訪日外国人向けタクシーやケア輸送サービス等が広がりをみせる中、同世代に比べて収入や休日が多いなどのメリットもあって、新卒者の採用が多くなっています。

新卒者全国採用人数

924人

(令和3年3月末現在 全国ハイヤー・タクシー連合会調べ 隔年調査)

「ハイヤー・タクシー業 高齢者の活躍に向けたガイドライン」

高齢化社会を迎えているわが国の現状の中で、ハイヤー・タクシー業界における高齢者の活用をテーマに、現状の把握、課題の確認、好事例の紹介などを内容とし策定しました。



運転者登録制度

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了、地域によっては試験の合格を経て、国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。悪質な法令違反や重大事故の惹起等、登録の拒否や取消要件も定められています。タクシー業界では、登録制度を通じてタクシー運転者の質の確保・向上をより一層推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組んでいます。

優良乗務員表彰

全タク連では、優良乗務員表彰規定により昭和41年から15年以上勤務、10年以上無事故・無違反の優良乗務員を表彰し、士気の高揚を図っています。

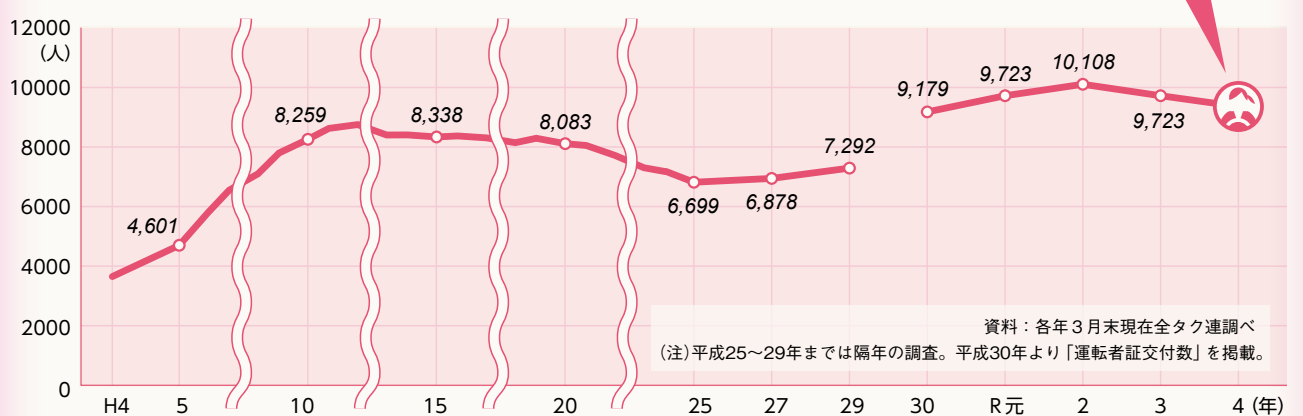
また、平成20年より、人命救助や振り込め詐欺の未然防止に協力等の善行に対しても表彰しています。

女性乗務員

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。

令和4年
9,470人

女性乗務員数の推移 (法人)



コンシェルジュドライバー(大分)

女性ドライバー 応援企業認定制度

認定状況

全国合計
791

(令和5年4月)





働き方改革の実現に向けて～アクションプラン～

公共交通機関であるタクシーは、お客さまの利便性を向上させるとともに、事業経営の効率化につながる生産性の向上や若年者や女性を始めとする乗務員の確保・育成等を図っています。また、魅力ある産業として生き残るため、長時間労働の縮減や年休の取得しやすい態勢づくりなど、**働き方改革の実現に向けたアクションプラン**を策定し、誰もが働きやすい労働環境の改善に取り組んでいます。

自動車運転者の労働時間等の改善基準

運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、厚生労働大臣、国土交通大臣告示により拘束時間の限度や休日労働の回数が定められています。

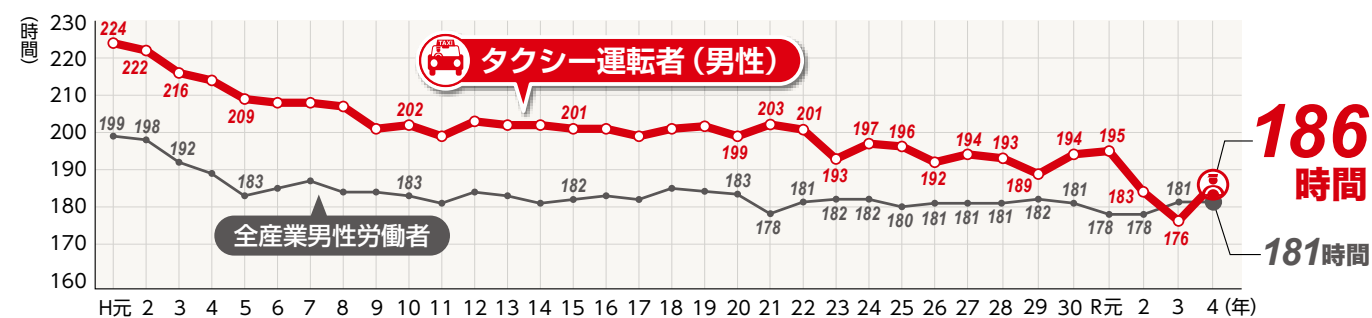
	日勤の勤務	隔日の勤務
拘束時間	1日 13時間以内 1カ月 299時間以内 (特例あり)	1勤務 21時間 1カ月 262時間 (特例あり) <small>[地域的事情等により延長あり]</small>
最大拘束時間	1日 16時間以内 (特例あり)	1勤務 21時間 (特例あり)
休息时间	継続 8時間以上	継続 20時間以上
時間外労働	1日、1勤務、1カ月の総拘束時間の範囲内	
休日出勤	1カ月における総拘束時間の範囲内で2週に1回	

(改正：平成9年1月30日、労働省告示第4号)

勤務形態

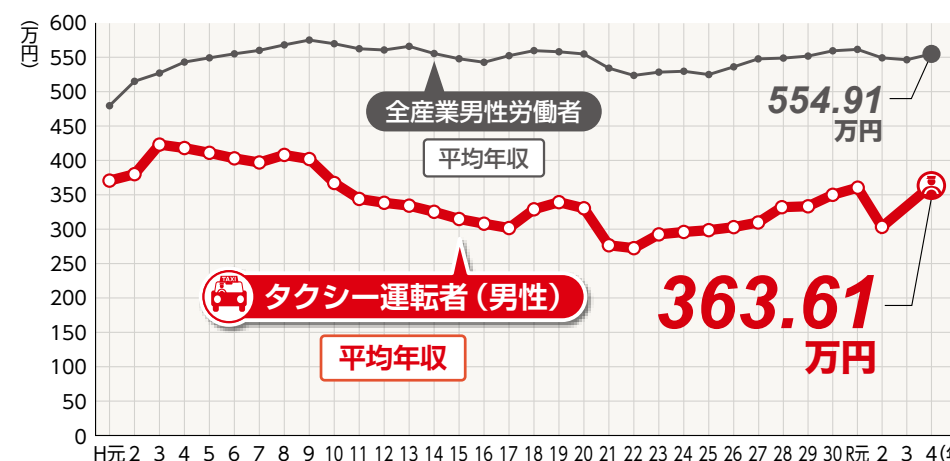
通常の日勤勤務は、休憩時間を除く実労働時間が週40時間(1日8時間、週5日勤務に相当)以内であることが原則ですが、フレックスタイム制(始業・終業時刻を乗務員の都合に合わせて)を採用している事業者もあります。残業は可能ですが、最大拘束16時間の制限あり。隔日勤務は、実労働時間15時間(拘束18時間ー休憩3時間)。残業は可能ですが、最大拘束21時間の制限あり。また、働く方の家庭事情や都合に合わせて、1日の勤務時間が短い方や月の勤務日数が少ない方もいます。

月間労働時間の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」(対象規模10人以上)

年間賃金水準



	全産業	タクシー
平成元年	479.53万円	370.63万円
5年	549.16	411.03
10年	569.68	367.16
15年	547.81	314.82
20年	550.39	326.32
25年	524.10	298.02
26年	536.04	302.25
27年	547.70	309.76
28年	549.43	332.01
29年	551.74	333.29
30年	558.45	348.32
令和元年	560.97	360.38
2年	545.95	300.87
3年	546.42	280.51
4年	554.91	363.61

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(各年6月調査)」より推計

タクシー事業者における働き方改革の実現に向けたアクションプランの目標

～生き残るために、やるなら、今!～

目標

- 労働時間に関する労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守
- タクシー利用者の利便性向上、利用者の増加、事業経営の効率化
→減収につながらない労働時間の短縮=生産性の向上
- 若年者や女性を始めとする運転者の確保・育成等
- 時間外労働の上限規制について
■年960時間を超える事業者割合(月平均80時間超えに相当)

猶予期間の3年目	猶予期間の4年目	猶予期間の最終年
20%以内	10%以内	ゼロ

 ■月60時間超え時間外労働の割増賃金率が50%以上となることを踏まえ、できる限り早期に年720時間(月60時間)以内となるように努める
- 年5日以上有給休暇の取得(全員が取得できる態勢づくり)
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に努める



取り組むべき事項

- 労働基準法等関係法及び改善基準の遵守(遵守状況の確認)
- 生産性の向上に向けた11項目にわたる活性化策「今後新たに取り組む事項」の取組等
- 若者の採用、女性ドライバー応援企業認定制度の普及、働きやすさ・魅力の紹介
- 生産性の向上や運転者の確保・育成等への各種支援措置等の要望
- 労働時間の正確な把握(始業・終業時刻の確認・記録)
- 業務の繁閑に応じた勤務シフトや変形労働時間制等の検討
→「休憩時間」「手待時間」「点呼前後の作業時間」の明確化・短縮
- 個々の運転者の家庭事情や身体状況等に配慮した勤務時間制度の設定
→意思疎通の強化、労使一体となった取組
- 安全な車両、施設・設備の誰もが働きやすい職場環境等の整備
- 年5日以上有給休暇の取得(全員が取得できる態勢づくり)
- 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に向けた労使間の協議
- 説明会・研修会の開催、改善事例の収集、モデル事例の周知



平成30年3月策定



交通安全対策②

運転者の健康管理と健康起因による事故防止の取組について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期的健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

また、国土交通省が作成した「**事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル**」、「**睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル**」、「**脳血管疾患対策ガイドライン**」、「**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**」及び「**視野障害対策マニュアル**」に沿って運転者の健康管理を実施し、健康起因による事故の防止に努めています。



運行管理の高度化について

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととされていますが、令和4年4月より、使用する機器・システムの要件など、一定の要件を満たす営業所において、遠隔拠点間（営業所-車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼が可能となりました。

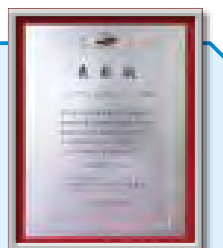
また、自動点呼機器（ロボット等）により点呼を行うための要件や機器の認定制度が創設され、令和5年1月より、乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことが可能となりました。

運行管理の高度化により安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されています。



交通事故抑止対策 優秀都道府県協会 表彰

全タク連では「ハイ・タク事業における総合安全プラン」の目標を達成するため、平成23年より、交通事故削減に努めた都道府県ハイヤー・タクシー協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」を実施し、各都道府県ハイヤー・タクシー協会の交通事故抑止に向けた取組の一層の推進を図っています。



ケア輸送サービス



高齢者、障がい者等、手助けが必要な方々のためのタクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。

バリアフリー法に基づく基本方針

- 目標 令和7年度までに
 - 全国の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）を約**90,000**台導入する
 - 各都道府県における総車両数の約**25%**をユニバーサルデザインタクシーとする

福祉タクシー

車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両、乗降が容易な回転シート付きの車両です。

令和4年3月末現在、全国で約**13,000**台導入されています。



ユニバーサルデザインタクシー



健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている流し営業も行うタクシーです。国の標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度に基づき、認定を受けたユニバーサルデザインタクシーは、マークを車体に表示しています。

平成29年10月に登場したトヨタ自動車のJPN TAXI（ジャパンタクシー）は、LPGハイブリッドシステムによる高い環境性能も備えており、急速に導入が進んでいます。

令和4年3月末現在、全国で合計約**30,000**台のユニバーサルデザインタクシーが導入されています。



UDレベル1
(車椅子スロープ耐荷重300kg)

研修修了者は
全国で約**129,000**人
(令和5年3月末現在)

ユニバーサルドライバー研修

各地のタクシー協会、無線協同組合、事業者等において、一般タクシー乗務員に対し統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を実施し、高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保等、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

なお、東京都特別区武三地区、大阪府及び神奈川県横浜地域（横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市）では、タクシーセンターにおいて全ての新任乗務員が本研修を受講しています。





広報活動

(注) タクシーの営業開始月が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年(1912年)8月5日(注)です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地(千代田区有楽町2-5)に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年(1989年)にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

昨年は新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上でタクシー生誕110周年を記念したイベントも行われるなど、各都道府県のタクシー協会では、「タクシーの日」に合わせて様々な行事・活動を実施しました。

今後とも、地域の公共交通機関として、これまで以上にサービス及び利便性の向上に努めていくこととしておりますので、引き続き宜しくお願い致します。

8月5日はタクシーの日

「タクシーの日」の主な行事の状況(令和4年)

- ① 寄付金、車いす、交通安全グッズ等の贈呈(募金活動を含む)
- ② 啓蒙活動、街頭指導、ドアサービス、乗務員表彰
- ③ タクシー乗り場、公共施設等の清掃
- ④ イベント、式典、展示等の実施
- ⑤ 献血運動
- ⑥ 抽選やアンケート等によるタクシー乗車券やグッズ等のプレゼント
- ⑦ 新聞、ラジオ、インターネット等による広報活動
- ⑧ ラッピングタクシーによる広報活動
- ⑨ 頒布物(ポケットティッシュ、うちわ、リーフレット等)、掲出物(のぼり旗、横断幕、ステッカー等)等による広報活動

北海道



タクシーの日ファンフェスタを開催

東京



タクシー生誕110周年を記念したイベントを開催

静岡



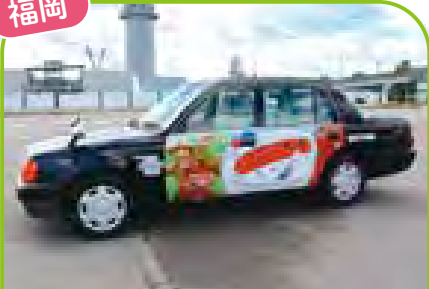
静岡市茶業振興協議会と連携して茶つきり娘と頒布物を配布

京都



タクシーフェア2022inKYOTOを開催

福岡



小学生がデザインした10台のラッピングタクシーを運行

愛知



献血ルームを開設し、乗務員等による献血活動を実施

沖縄



地元ラジオ局にて「まるごと1日タクシーの日」の特番により「タクシーの日」を県民に広くPR

鹿児島



鹿児島県社会福祉協議会に車椅子を贈呈



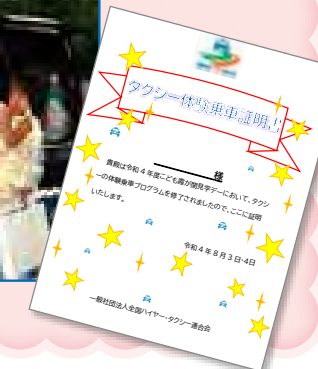
タクシー 110年の歴史パネル

タクシー生誕110周年を記念して、1912年(大正元年)の日本で最初のタクシー会社の設立から2021年(令和3年)の東京オリンピック・パラリンピックまでの8枚のB1版パネルを作成し、こども霞が関見学デー等において展示しました。



こども霞が関見学デー

令和4年8月3日・4日にマスク着用等の新型コロナウイルス感染対策を講じた上で「こども霞が関見学デー」が開催され、霞が関周辺のタクシー乗車体験を通じてタクシーを身近に感じてもらいました。また、乗車したこどもたちには乗車体験証明書をプレゼントしました。



「全国タクシーガイド」.....

「全国タクシーガイド」は、全国各地の5,000社を超えるハイヤー・タクシー事業者(法人タクシーの9割)に関する日本最大規模の情報検索サイトです。利用者の方々は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を都道府県の各市町村別に見ることができます。



タクシー情報が必要なシーンに、自宅から、職場から、出先から、即検索!
遠く離れて土地勘のない地域のタクシー会社(事業者)の情報も、全国タクシーガイドでわかりやすくご案内します。



情報検索サイト ▶▶▶ <http://www.taxi-guide.jp/>



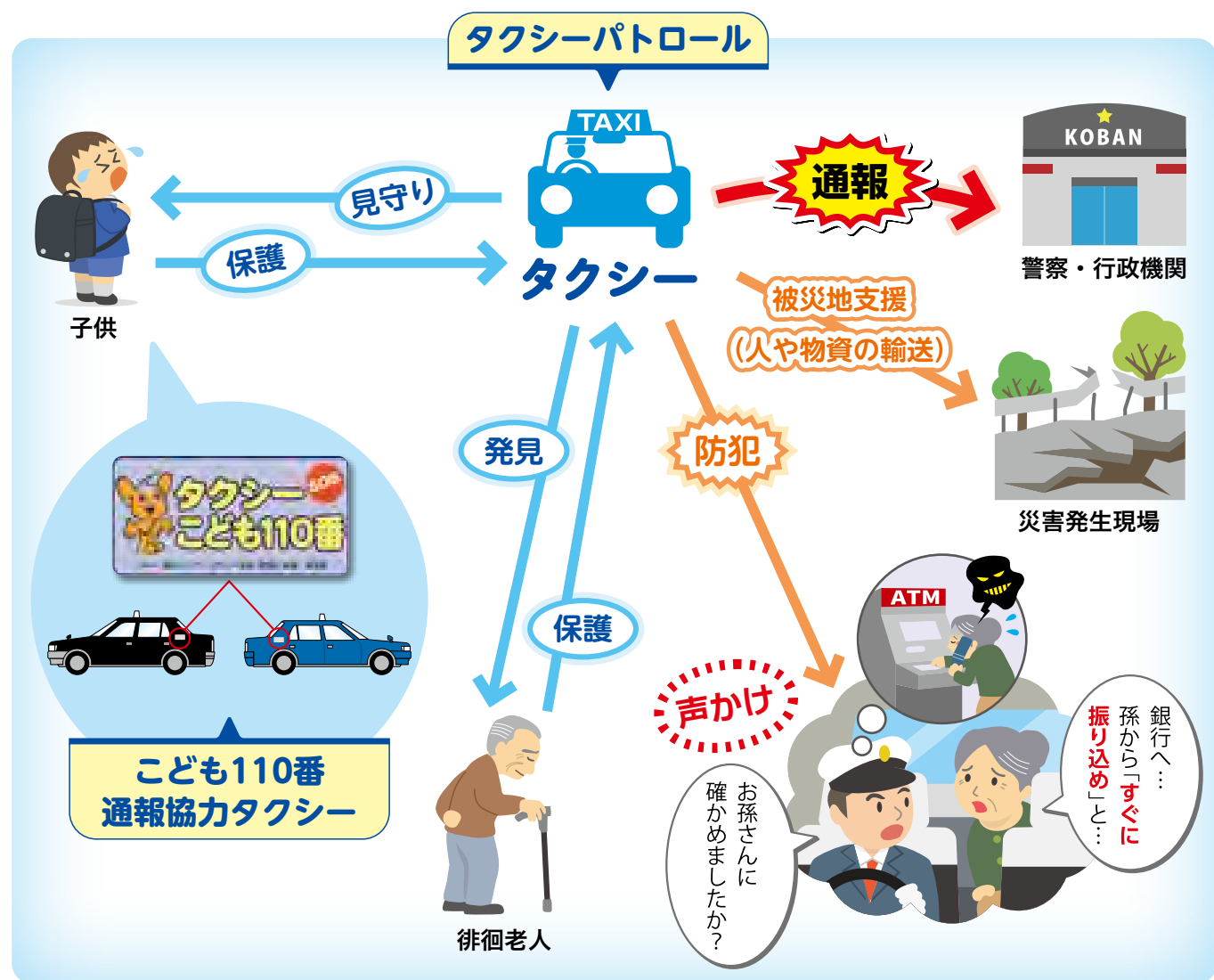
社会貢献



「交通安全」ステッカー

地域の安全を確保するために取り組んでいます

タクシーは、**365日24時間**、あらゆる場所を走行しています。



「各地域のタクシー協会等は、災害時等における緊急輸送・情報通信に関する協力協定等を全国の地方自治体等**約160機関**（うち33都道府県）と締結しています。」

（令和4年3月31日現在）

防災レポートタクシー

特別な研修を受けた運転者が、的確・迅速に情報を提供し、地域防災に貢献しています。

「火災予防」通報協力タクシー

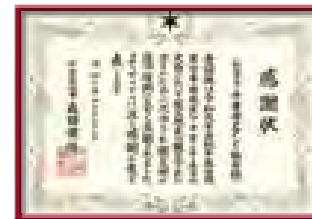
特に夜中など火災予防に関する情報を110番、119番に通報することで火災の防止に役立っています。

タクシーの様々な活動に関して 感謝状をいただきました。

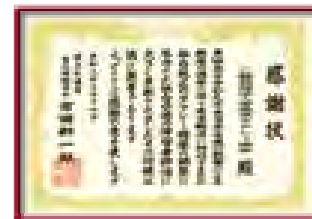
被災地支援



平成23年3月東日本大震災の時に、人や物資の輸送に貢献。国境なき医師団からの感謝状。



令和元年房総半島台風、東日本台風及び大雨において輸送等に尽力。被災地の復旧復興に大きく貢献。令和2年12月に千葉県知事からの感謝状。

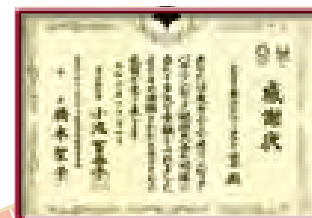


令和元年東日本台風の影響による仙台空港の滞留者の解消に大きく貢献。令和2年3月に東北運輸局長からの感謝状。

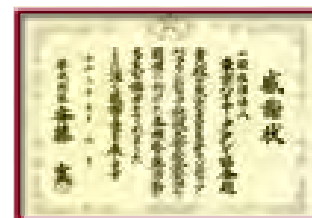


平成30年9月北海道胆振東部地震による大規模停電時、地域住民の移動の確保や空港の滞留者の解消等、緊急輸送活動に尽力。平成31年3月に北海道運輸局長からの感謝状。

オリンピック・パラリンピック

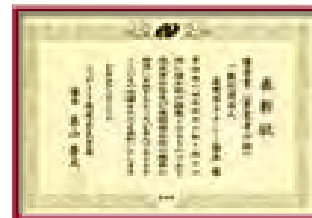


東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に多大な貢献。令和3年10月に東京都知事、大会組織委員会会長からの感謝状。



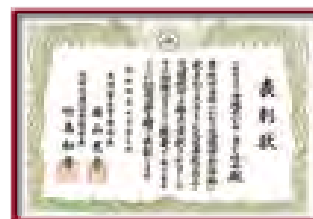
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の安全安心な開催に向けた各種警察活動に協力。令和3年9月に警視総監からの感謝状。

環境保全



毎年8月5日「タクシーの日」のタクシー乗り場や観光地周辺の道路の清掃活動が低炭素社会及び循環型社会の構築の推進に多大な貢献。令和4年8月にながさき環境県民会議議長からの表彰状。

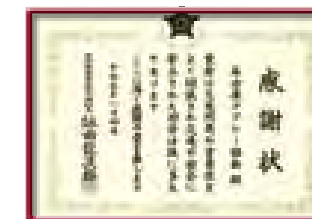
交通安全



多年にわたり交通安全活動に献身的に尽力し交通事故防止と交通秩序の確立に貢献。令和4年7月に九州管区警察局長、九州交通安全協会会長からの表彰状。

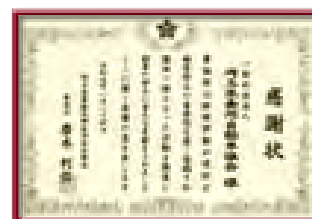


交通安全の重要性を深く認識し交通事故抑止対策の推進に多大な協力。令和5年1月に大分県警察本部長からの感謝状。



交通問題の重要性を認識し交通安全に寄与した功労は多大。令和5年1月に愛知県警察本部長からの感謝状。

防犯



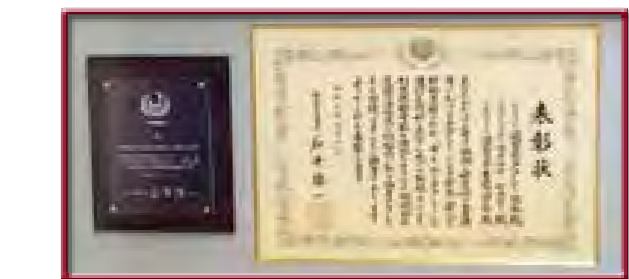
特殊詐欺被害防止キャンペーンを展開して被害防止啓発に寄与。令和5年1月に埼玉県警察本部長からの感謝状。

見守り

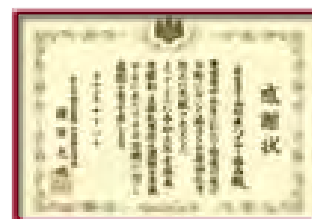


「子供見守りサポーター」として地域で子供を犯罪から守る活動に貢献。令和元年10月に千葉県警察本部長からの感謝状。

妊婦応援



妊産婦の出産時等の移動支援「ゆりかごタクシー」を滋賀県で運行。地域公共交通の活性化に取り組んだ。令和元年7月に国土交通大臣からの表彰状。



永年にわたり麻薬行政の分野において協力し、薬物乱用防止に貢献。令和3年10月に厚生労働省医薬・生活衛生局長からの感謝状。



インバウンド対応

タクシー業界では、訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプランを策定し、訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上に取り組んでいます。

訪日外国人向け タクシーサービス向上アクションプランの概要



母国と同じ タクシー・ハイヤー 利用環境づくり

- ① 日本の配車アプリの多言語化の普及促進
タクシー配車アプリについて、外国人のお客様にもご利用いただけるよう、外国語版の導入を更に促進していきます。
- ② 海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携
海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリの相互利用を進め、訪日外国人が自国の配車アプリでスムーズに日本のタクシーを利用できるようにしていきます。

言葉の不安解消

- ① 外国語で接遇できるドライバーの採用促進
外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用・養成を進めます。
- ② 外国人対応研修・認定制度の充実・拡大
諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等についての研修を更に促進します。
- ③ 空港・主要駅での利用環境の向上
外国語接遇ドライバー専用乗り場・入講レーンの設置・拡大を進めます。
- ④ 多言語音声翻訳システムの導入
多言語音声翻訳システムを内蔵したスマートフォン・タブレットの導入の検討を進めます。

決済の不安解消

- ① キャッシュレス決済への対応
海外から日本を訪れたお客様にスムーズにタクシー運賃をお支払いいただけるようクレジットカード、電子マネー、交通系ICカード、QRコード決済対応端末の導入を促進します。
- ② 外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化
外国語対応・キャッシュレス決済対応車両にステッカーを表示して見える化を図ります。

関係機関・団体と 連携した プロモーション活動

- ① 訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動
- ② JNTO (日本政府観光局) と連携した海外プロモーション活動
- ③ 訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発

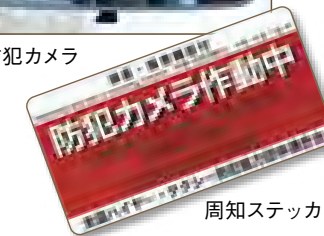
防犯対策

タクシー事業者は、乗務員に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



車内防犯カメラ



周知ステッカー

防犯カメラ

設置あり **87.4%**
(131,033両)

12.6%
(18,900両)

設置なし

防犯仕切板

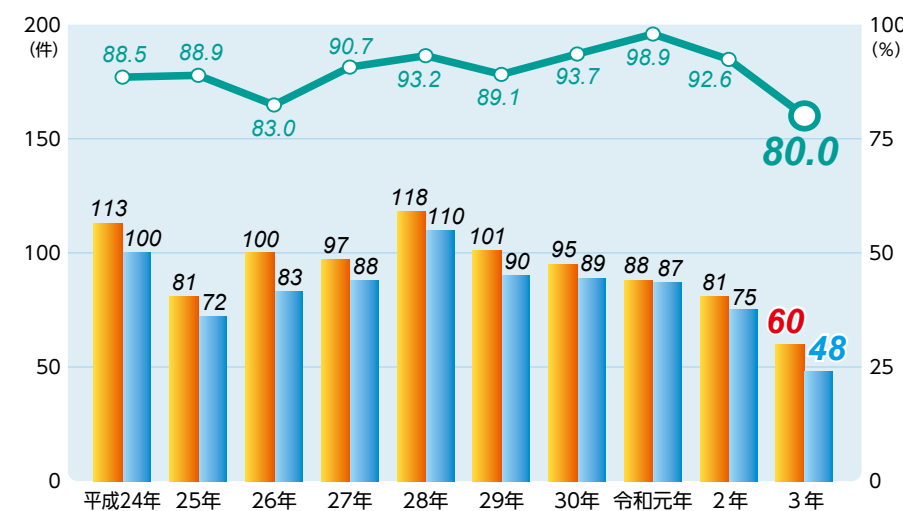
設置あり **74.8%**
(112,095両)

設置なし
25.2%
(37,838両)

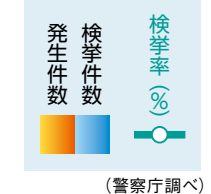
全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会 調査年月日：令和4年3月末現在

タクシー強盗の発生・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は首都圏を中心に発生しています。



警察官による防犯指導



タクシーの防犯基準 (概要)

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	→ 営業所等で防犯責任者を指定 → 乗務員に防犯必携 (防犯マニュアル) の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	→ 車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 → 乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 → 車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	→ 車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	→ 事業者の防犯必携 (防犯マニュアル) の作成 → 車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練



ウィズコロナに向けて

タクシーは、エッセンシャルサービス産業として、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の期間中にも、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な事業として国から事業継続を求められた公共交通機関です。

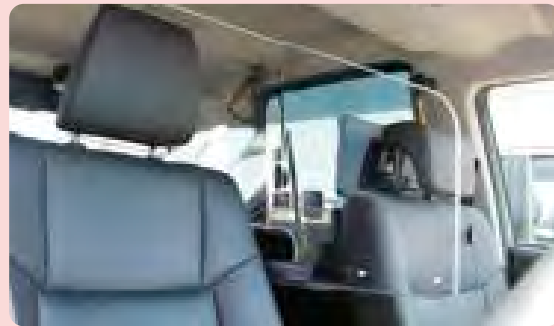
タクシー業界では、お客様に安心してご利用いただけるよう感染防止対策に努めています。

また、各自治体と連携しワクチン接種に関する輸送協定を締結する等、社会貢献の取組を推進しています。



ニューノーマルタクシーの導入について

ニューノーマルタクシーとして、高性能空気清浄機やL字型・透明飛沫防止仕切板を備えた新型コロナウイルス感染症対策車両の導入が進んでいます。



飛沫感染防止の透明アクリル板



天井に設置された空気清浄機



空気の状態を表示するモニター



新型コロナウイルスワクチン接種に係る取組

タクシー業界では、各地の自治体に働きかけ、移動が困難な高齢者や障がいのある方、医療従事者等を接種会場まで輸送する等、ワクチン接種に必要な旅客輸送の円滑化に協力しています。



宮城県塩竈市と宮城県タクシー協会塩釜支部は、令和3年3月3日、接種会場までの移動が困難な方への支援を目的に協定を締結しました。

各地の自治体が
タクシーを活用



都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

令和5年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-297-7131 FAX: 029-297-7132
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町588	027-261-2071 FAX: 027-263-0611
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒260-0855 千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内	043-307-7002 FAX: 043-307-7003
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤー・タクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイ・タク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-881-1315 FAX: 052-872-0968
名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車会館議事所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2-2-10 ワンノットトリーズ神戸ビル	078-862-9292 FAX: 078-862-9256
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山部町北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)鳥根県旅客自動車協会	〒690-0821 松江市上東川津町1238	0852-60-0928 FAX: 0852-60-0805
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8286 岡山市中区旭東町2-10-8 岡山県タクシー会館	086-272-3451 FAX: 086-273-7475
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会	(一社)高知県ハイヤー協会	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館
(一社)高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-6555 FAX: 088-866-6556
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
		098-855-1344 FAX: 098-853-5075

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人：川鍋一朗

編集人：神谷俊広

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階

TEL. 03(3239)1531(代表) / FAX. 03(3239)1619

URL : <http://www.taxi-japan.or.jp>

E-mail : info@taxi-japan.or.jp

ドア・ツー・ドアの公共交通機関である **タクシー** は
国民生活の足、地域の活力の維持・地方創生の担い手として
安全・安心・快適をモットーに
これからも国民の皆様のために頑張ります。

ご声援よろしく申し上げます！



定時制乗務員数・新卒者乗務員採用状況

令和5年3月末現在

(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会

乗務員確保の一方策として、定年退職者の継続雇用もしくは新規採用を中心とする定時制乗務員（週所定労働時間が40時間未満の者）があります。全タクシー連では、定時制乗務員数について各県協会を通じて平成16年から調査しており、今回11回目の調査を行いました。なお、回答事業者数は4,618社（回答率90.2%）でした。

また、新卒者の乗務員採用にも取り組んでおり、平成28年4月から平成29年3月までの採用状況から調査を始め、今回4回目の調査として令和4年4月から令和5年3月までの採用状況の調査を行いました。

1 全国の状況（表1、表2）

全国の定時制乗務員数は33,237人で、前回の令和3年と比べて7,859人、19.1%減少しました。

2 週所定労働時間別の状況（表3）

週所定労働時間別定時制乗務員数は、20時間未満の者が6,871人（定時制乗務員のうち20.7%）、20時間以上30時間未満の者が15,814人（定時制乗務員のうち47.6%）、30時間以上40時間未満の者が10,552人（定時制乗務員のうち31.7%）となっています。

3 年齢別の状況（表4）

年齢階層別に見ると、70歳以上75歳未満の者が13,604人（定時制乗務員のうち40.9%）と最も多く、75歳以上の者が7,876人（定時制乗務員のうち23.7%）、65歳以上70歳未満の者が7,009人（定時制乗務員のうち21.1%）と続き、65歳以上の者が定時制乗務員の8割以上を占めています。

4 都道府県別の状況（表1、表2、表3、表4）

都道府県別にみると、東京の6,920人が最多で、次いで神奈川2,631人、愛知2,116人、大阪1,943人、北海道1,654人、兵庫1,587人、埼玉1,420人、静岡1,349人、広島1,343人、千葉1,267人の順となりました。

5 新卒者（卒業後3年以内の者）の乗務員採用状況（表5）

全国の155事業者において1,068人の新卒者の採用があり、前回より27事業者・21.1%、144人・15.6%増加しています。新卒者採用数が一番多かったのが東京の799人で、次いで愛知60人、神奈川49人、京都47人、北海道・大阪の17人の順となりました。

採用事業者数は、一番多かったのが採用者数と同様東京の67事業者で、次いで愛知16事業者、神奈川10事業者、北海道9事業者、福岡7事業者の順となりました。

【表1】都道府県別定時制乗務員採用事業者数

	都道府県名	定時制乗務員数 (A)	回答事業者数 (B)	定時制乗務員採用事業者数 (C)	定時制乗務員採用事業者比率 (C) / (B) (%)	定時制乗務員採用事業者当たりの定時制乗務員数 (A) / (B)
北海道	北海道	1,654	260	128	49.2	6.4
東	青森	527	90	47	52.2	5.9
	岩手	184	127	49	38.6	1.4
	宮城	652	162	77	47.5	4.0
	秋田	90	64	27	42.2	1.4
	山形	180	66	40	60.6	2.7
北	福島	204	100	39	39.0	2.0
関東	茨城	354	155	73	47.1	2.3
	栃木	98	63	23	36.5	1.6
	群馬	228	52	30	57.7	4.4
	埼玉	1,420	166	127	76.5	8.6
	千葉	1,267	168	113	67.3	7.5
	東京都	6,920	339	315	92.9	20.4
	神奈川	2,631	159	150	94.3	16.5
	山梨	194	62	35	56.5	3.1
北陸信越	新潟	343	80	62	77.5	4.3
	富山	92	37	21	56.8	2.5
	石川	337	47	29	61.7	7.2
	長野	379	96	56	58.3	3.9
中部	福井	158	44	28	63.6	3.6
	岐阜	375	47	36	76.6	8.0
	静岡県	1,349	101	93	92.1	13.4
	愛知	2,116	122	104	85.2	17.3
	三重	234	42	25	59.5	5.6
近畿	滋賀	198	22	19	86.4	9.0
	京都	875	63	47	74.6	13.9
	大阪	1,943	97	69	71.1	20.0
	兵庫	1,587	146	114	78.1	10.9
	奈良	133	41	16	39.0	3.2
和歌山	180	34	22	64.7	5.3	
中国	鳥取	52	24	14	58.3	2.2
	島根	149	77	28	36.4	1.9
	岡山	481	79	45	57.0	6.1
	広島	1,343	184	151	82.1	7.3
	山口	448	99	70	70.7	4.5
四国	徳島	92	70	21	30.0	1.3
	香川	272	70	46	65.7	3.9
	愛媛	372	95	58	61.1	3.9
	高知	196	100	47	47.0	2.0
九州	福岡	1,210	205	137	66.8	5.9
	佐賀	140	42	33	78.6	3.3
	長崎	454	114	68	59.6	4.0
	熊本	221	106	31	29.2	2.1
	大分	155	72	34	47.2	2.2
	宮崎	224	36	22	61.1	6.2
	鹿児島	105	88	28	31.8	1.2
沖縄	421	105	52	49.5	4.0	
全	国	33,237	4,618	2,899	62.8	7.2

【表2】都道府県別定時制乗務員数の推移

	都道府県名	平成25年3月	平成27年3月	平成29年3月	平成31年3月	令和3年3月	令和5年3月
北海道	北海道	2,010	2,146	2,139	2,150	2,017	1,654
東	青森	674	607	533	621	605	527
	岩手	320	275	272	250	222	184
	宮城	980	985	936	833	906	652
	秋田	103	121	74	84	74	90
北	山形	230	232	239	251	238	180
	福島	499	449	789	382	291	204
関	茨城	497	469	446	476	320	354
	栃木	243	179	526	208	157	98
	群馬	230	216	216	175	222	228
	埼玉	2,361	2,190	1,981	2,017	1,616	1,420
	千葉	2,251	1,937	1,912	1,872	1,512	1,267
	東京	15,682	14,788	13,692	11,901	9,517	6,920
	神奈川	4,250	3,965	3,272	3,712	3,344	2,631
	山梨	331	302	308	313	265	194
北陸信越	新潟	659	630	560	552	389	343
	富山	169	141	142	110	150	92
	石川	482	578	551	537	434	337
	長野	554	534	505	431	401	379
中	福井	131	62	119	87	96	158
	岐阜	523	586	538	500	500	375
	静岡	1,390	2,105	1,942	1,589	1,488	1,349
	愛知	3,688	2,692	2,771	2,977	2,840	2,116
	三重	425	377	272	296	270	234
近畿	滋賀	226	281	301	261	216	198
	京都	1,306	1,239	1,245	1,129	987	875
	大阪	5,075	4,923	3,724	3,774	2,520	1,943
	兵庫	1,640	1,649	1,460	1,749	1,726	1,587
	奈良	231	182	131	208	115	133
中	和歌山	349	267	241	322	195	180
	鳥取	41	47	66	62	57	52
	島根	192	171	175	160	166	149
	岡山	658	1,042	1,012	861	569	481
	広島	1,928	1,800	1,702	1,516	1,427	1,343
四	山口	686	753	741	691	568	448
	徳島	103	166	124	103	53	92
	香川	286	313	285	314	377	272
	愛媛	404	423	564	421	269	372
九	高知	286	164	251	242	218	196
	福岡	1,795	2,035	2,466	1,972	1,598	1,210
	佐賀	92	109	97	142	129	140
	長崎	458	466	448	520	476	454
	熊本	735	430	566	462	325	221
	大分	156	235	312	229	134	155
州	宮崎	230	233	236	244	632	224
	鹿児島	198	215	230	196	185	105
	沖縄	277	366	264	274	280	421
全	国	56,034	54,075	51,376	48,176	41,096	33,237

【表3】週所定労働時間別定時制乗務員数

都道府県名	20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	定時制乗務員数
北海道	460	662	532	1,654
青森	72	319	136	527
岩手	26	73	85	184
宮城	242	237	173	652
秋田	10	40	40	90
山形	62	71	47	180
福島	43	94	67	204
茨城	48	142	164	354
栃木	17	27	54	98
群馬	34	118	76	228
埼玉	230	785	405	1,420
千葉	365	650	252	1,267
東京	1,342	3,460	2,118	6,920
神奈川	542	1,293	796	2,631
山梨	36	76	82	194
新潟	44	171	128	343
富山	15	31	46	92
石川	96	156	85	337
長野	77	150	152	379
福井	33	26	99	158
岐阜	62	178	135	375
静岡	235	583	531	1,349
愛知	602	864	650	2,116
三重	34	71	129	234
滋賀	62	75	61	198
京都	143	450	282	875
大阪	336	1,171	436	1,943
兵庫	278	743	566	1,587
奈良	13	49	71	133
和歌山	35	65	80	180
鳥取	13	35	4	52
島根	34	29	86	149
岡山	64	276	141	481
広島	303	538	502	1,343
山口	105	260	83	448
徳島	16	54	22	92
香川	28	120	124	272
愛媛	91	149	132	372
高知	27	135	34	196
福岡	232	683	315	1,210
佐賀	29	56	55	140
長崎	134	191	129	454
熊本	38	114	69	221
大分	29	42	84	155
宮崎	76	57	91	224
鹿児島	24	54	27	105
沖縄	34	211	176	421
全 国	6,871	15,814	10,552	33,237

【表4】年齢階層別定時制乗務員数

運輸局	都道府県	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	65歳未満	70歳未満	75歳未満	75歳以上	合計
北海道	北海道	3	5	4	6	16	30	41	58	84	360	721	326	1,654
東北	青森	0	1	0	1	2	0	10	12	28	128	232	113	527
	岩手	0	0	2	1	0	2	3	5	9	47	87	28	184
	宮城	0	0	2	1	3	15	22	36	46	141	249	137	652
	秋田	0	0	0	0	1	2	2	2	5	17	40	21	90
	山形	1	1	0	0	1	1	3	9	13	40	88	23	180
	福島	0	0	1	1	2	2	4	6	8	44	91	45	204
関東	茨城	0	0	1	3	4	7	10	11	17	67	132	102	354
	栃木	0	0	0	0	0	3	4	7	5	14	49	16	98
	群馬	1	0	6	4	4	3	10	16	17	67	64	36	228
	埼玉	5	2	0	6	7	15	23	40	82	317	593	330	1,420
	千葉	1	6	2	6	11	7	22	32	65	210	495	410	1,267
	東京	5	13	19	22	43	60	111	127	253	1,375	2,971	1,921	6,920
	神奈川	7	9	16	25	42	51	69	116	140	531	1,026	599	2,631
	山梨	0	1	0	0	0	5	4	6	11	40	74	53	194
北陸信越	新潟	0	1	4	0	0	6	13	10	44	82	143	40	343
	富山	0	0	0	2	0	3	3	6	5	28	31	14	92
	石川	0	1	0	1	4	5	8	15	19	71	141	72	337
	長野	0	0	1	0	3	5	15	27	29	78	126	95	379
中部	福井	1	0	0	1	2	5	7	3	22	28	60	29	158
	岐阜	0	1	0	2	3	2	5	12	10	61	207	72	375
	静岡	0	1	3	8	18	18	32	44	85	348	460	332	1,349
	愛知	1	3	4	6	9	15	37	40	100	437	954	510	2,116
	三重	0	1	1	4	3	3	10	4	13	48	102	45	234
近畿	滋賀	0	2	2	0	3	5	2	11	16	50	84	23	198
	京都	0	2	4	3	4	13	23	27	58	128	344	269	875
	大阪	2	5	11	10	22	22	36	36	80	393	800	526	1,943
	兵庫	1	1	6	10	19	28	37	71	125	349	576	364	1,587
	奈良	0	0	0	0	1	1	2	2	5	20	84	18	133
	和歌山	0	0	0	0	1	4	3	2	8	19	80	63	180
中国	鳥取	0	0	0	1	1	0	2	1	3	13	19	12	52
	島根	0	0	2	2	1	3	6	8	8	40	61	18	149
	岡山	0	0	1	1	5	6	6	15	28	121	206	92	481
	広島	0	2	6	8	8	33	43	44	81	261	522	335	1,343
	山口	0	0	2	0	2	4	12	21	22	100	220	65	448
四国	徳島	0	0	0	1	0	3	3	4	5	26	31	19	92
	香川	1	1	1	2	6	7	4	7	17	43	136	47	272
	愛媛	0	0	0	1	9	4	14	42	37	79	135	51	372
	高知	0	0	0	1	0	3	6	10	21	41	68	46	196
九州	福岡	2	1	2	8	19	21	27	40	86	280	467	257	1,210
	佐賀	0	0	0	3	2	5	3	4	8	32	54	29	140
	長崎	0	0	0	1	1	1	5	12	32	156	176	70	454
	熊本	0	2	0	0	5	4	12	4	6	52	90	46	221
	大分	0	0	0	0	1	2	3	6	12	27	74	30	155
	宮崎	0	0	0	0	1	4	10	9	20	52	82	46	224
	鹿児島	0	1	2	0	4	3	8	10	9	17	42	9	105
沖縄	0	1	3	6	5	6	16	22	42	131	117	72	421	
合計		31	64	108	158	298	447	751	1,052	1,839	7,009	13,604	7,876	33,237

【表5】新卒者の乗務員採用状況

都道府県名	事業者数	新卒者数
北海道	9	19
青森	0	0
岩手	1	2
宮城	2	2
秋田	0	0
山形	0	0
福島	0	0
茨城	1	1
栃木	0	0
群馬	2	2
埼玉	4	7
千葉	6	7
東京	67	799
神奈川	10	49
山梨	0	0
新潟	0	0
富山	1	1
石川	0	0
長野	0	0
福井	1	1
岐阜	1	1
静岡	3	6
愛知	16	60
三重	0	0
滋賀	0	0
京都	4	47
大阪	6	19
兵庫	1	1
奈良	0	0
和歌山	0	0
鳥取	0	0
島根	0	0
岡山	1	14
広島	6	6
山口	2	6
徳島	0	0
香川	0	0
愛媛	0	0
高知	0	0
福岡	7	9
佐賀	0	0
長崎	2	2
熊本	0	0
大分	0	0
宮崎	0	0
鹿児島	2	7
沖縄	0	0
全国	155	1,068